

「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改定案及び「国土交通省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」等の改定案に対する意見

2023年（令和5年）8月16日
日本弁護士連合会

国土交通省総合政策局が、2023年（令和5年）7月25日から意見募集を実施している「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改定案及び「国土交通省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」等の改定案に対し、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

なお、以下、意見募集に付されている施策のうち、「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改定案を「本対応指針改定案」と、「国土交通省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の改定案を「本対応要領改定案」と、両改定案を合わせて「本改定案」という。

第1 意見の趣旨

- 1 本改定案において加筆されている「正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例」は全て削除すべきである。また、「合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例」を挙げる場合は、拡大解釈されないよう十分注意した上で慎重に行うべきである。
- 2 本改定案のうち、特に以下の各点については、削除または変更すべきである。
 - (1) 別紙【一般乗合旅客自動車運送業関係】2（1）②の各事例（不当な差別的取扱いにあたらないと考えられる事例）の中で、車椅子を利用するものは、車椅子固定場所を利用できない限り乗車できないかのような記載を削除すべきである。
 - (2) 別紙【一般乗合旅客自動車運送業関係】2（1）②において、可能な限り乗車予定の事前連絡に協力しなければバスに乗れないかのような記載を改めるべきである。
 - (3) 別紙【一般乗合旅客自動車運送業関係】2（2）③及び別紙【航空運送業関係】2（2）③において、車内持ち込み医療器具等のために複数の座席を必要とする場合において、必ず1席以上の旅客運賃を徴収するかのような記載を改めるべきである。

(4) 別紙【航空運送業関係】2(2)③において、「事業者において、障害者から事業の一環として行っていない業務の提供を求められた場合、丁寧なコミュニケーションを経て、その提供を断る。(本来の業務に付随しないもの)」とする記載を削除するべきである。

また、別紙【航空旅客ターミナル施設事業関係】2(2)③において、「事業者において、障害者から事業の一環として行っていない業務の提供を求められた場合、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を行ったうえで、その提供を断る。(本来の業務に付随しないもの)」とする記載を削除するべきである。

(5) 別紙【旅行業関係】2(1)②において、「契約を行うに当たって障害者が来店した際、互いの置かれた状況を踏まえて障害の状況等を確認しようと試みたが、円滑なコミュニケーションが取れないため、契約を断る」とする記載を削除し、意思疎通支援者を手配するなど、「合理的配慮の提供の事例」として再構成するべきである。

(6) 別紙【旅行業関係】2(2)③において、「障害がある利用者から・・・過剰な要求があったため、旅行業者として常識的に対応可能な範囲を丁寧に説明し、過剰な要求を断る。」とする記載を削除するべきである。

第2 意見の理由

1 意見の趣旨1について

(1) 対応指針及び対応要領においては、「正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例」を示すべきでない。なぜなら、差別的取扱いの事例は合理的配慮の提供により区別、排除または制限等を回避でき、合理的配慮の不提供の問題に集約される場合がほとんどであり、正当化事由の適切な具体例が見当たらないこと、また、正当化事由に当たるか否かは事案ごとに異なり、その多様性が大きいにもかかわらず、正当化事由に当たる具体例を挙げてしまうと、そのような場合は一律に正当化事由に当たるとの誤解や拡大解釈を招き、障害のある人の権利保障が後退しかねないからである(2015年7月16日付け当連合会「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のガイドラインについての意見書」8頁及び2023年1月12日付け当連合会「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(改正案)に対する意見」を参照。)

(2) また、「合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例」を挙げる場合は、拡大解釈されないよう十分注意した上で慎重に行うべきである。

さらに、合理的配慮の提供義務に反しない例を挙げる場合は、このように

影響が大きい対応指針や対応要領に記載するのではなく、より具体的な内容を記載することで、事例を十分精査でき、判断要素や判断過程を書き込むことのできるマニュアル等に記載するべきである。

2 意見の趣旨2について

以下、意見の趣旨2の(1)～(6)に対応して理由を述べる。

- (1) 全体的に、車椅子固定場所が利用できる状態でない限り、車椅子を乗車させることはできない等前提のもと、記述されている。しかし、車椅子の形状によっては、必ずしも車椅子固定場所を利用せずとも転倒せずに乗車することが可能な車種も存在する。乗車の可否は、バスの車椅子固定場所の利用状況と、乗客の車椅子の形状の個別事情によって決まるため、このような記載は削除するべきである。
- (2) そもそも、事前連絡を促す告知自体は、障害を理由とするサービスの提供拒否ではないので不当な差別的取扱いには該当しない。また、車椅子利用者に対して暗に事前予約を求める、という趣旨である場合、障害がない人には求めない条件を求めることになるため、不当な差別的取扱いに当たる。車椅子利用者からは、低床式バスを回すため、事業者から、健常者に対しては求めない事前予約を求められるといった相談が多く聞かれるところ、この事例はこのような場面を想定していると考えられる。このような場合、例えば、可能な限り、特定のダイヤを走るバスを低床式車両に固定し、時刻表にその印をつけておけば、車椅子を利用する乗客は、毎回バス会社に予約する必要はなくなる。こうした合理的配慮の提供の試みを前提とすることなく障害者に予約するよう求めることは、なお不当な差別的取扱いに当たるため、この記載は削除するべきである。
- (3) 常時医療器具を携行する必要がある、バスや航空機の利用の際に複数の座席が必要となる者にとって、移動のたびに必ず倍以上の交通費がかかるということになれば、移動の自由の著しい制限となる。本対応指針改定案の記載では、必ず1席以上の旅客運賃を徴収するように読めるが、当該バス又は旅客機の混雑具合によって、その金額を調整することは可能である。1席分以上の旅客運賃を求めるにしても、その前に検討すべき事項を記載するなど、改めるべきである。
- (4) 「事業者において、障害者から事業の一環として行っていない業務の提供を求められた場合、・・・その提供を断る」とあるが、「事業の一環として行っていない業務」の内容が不明確である。そのため、合理的配慮は「事業の一環として行っていない業務」であるなどとして合理的配慮が提供されない

事態を招きかねない表現であって、誤解や拡大解釈につながる危険性が極めて高く、不適切である。

- (5) 障害のある人が円滑なコミュニケーションを取りづらい状況があった場合、その背景には、知的障害や認知症など障害が判断能力に起因するものである場合や、コミュニケーション障害（ろう、難聴、視覚障害等）がある場合など、さまざまな場面が想定される。意思疎通支援者を手配したり、自ら筆談をするなど、より具体的な対応をすることでコミュニケーションが円滑になることもある。この記載は、「契約を断る」という、障害のある人にとっての重大な権利侵害を来すことに比して、それを回避できる手段が考慮されておらず、不適切である。むしろ、意思疎通支援者を手配するなどにより円滑に契約を締結できたという場면을事例化し、「合理的配慮の提供の事例」として再構成した上で記載すべきである。
- (6) 対応指針は、各事業者が事業を行うにあたり、障害を理由とする差別に該当するか否かを判断する基準となるものである。それゆえ、事例の記載は事情のみを記載し、「過剰な要求」「常識的に」などの評価にわたる記載をすることは適切ではない。要求が過剰であるか否かや、事業者の対応が常識的か否かは、建設的対話の中で個別に明らかになるものであって、基準としてあらかじめ明示しておくことは困難であり、また、相当ではない。

以 上